

香椎地区まちづくり店舗等改修支援利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市が施行する香椎駅周辺土地区画整理事業(以下「事業」という。)施行地区に存する店舗等の事業用建造物(以下「店舗等」という。)の改修等のために福岡市商工金融資金等の各融資(以下「融資」という。)を受けた者に対し、融資に係る利子の負担を軽減するため、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則35号)に基づき、予算の範囲内で利子補給金を交付することにより、店舗等の維持保全及び街のにぎわいづくりを支援し、事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による利子補給金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 事業により使用収益を開始した仮換地に存する店舗等の改修等を除き、事業施行地区に存する店舗等の改修等を行う者であること。
- (2) 改修等の際し、事前に土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条に基づく協議を行い、事業に支障がないことを確認された者であること。
- (3) 第3条各号に掲げる融資を活用し改修等を行う者であること。
- (4) 本市の市税に係る徴収金を滞納していない者であること。

(対象融資)

第3条 この要綱による利子補給の対象となる融資(以下「対象融資」という。)は、次の各号に掲げる制度を利用した金融機関からの融資のうち、店舗等の改修等に要した融資とする。ただし500万円を上限とし、事業に支障となり本市との補償契約の対象となるものを除く。

- (1) 福岡市商工金融資金制度要綱に基づく融資
 - (2) 福岡県中小企業融資制度要綱に基づく融資
 - (3) 株式会社日本政策金融公庫が貸付を行う事業資金融資
- 2 前項の対象融資には、借り換え融資を含むものとする。

(交付対象期間)

第4条 利子補給金の交付対象となる期間は、対象融資を受けた日から返済が終了する日までとする。ただし、対象融資を受けた日から5年間を限度とする。

(交付額等)

第5条 利子補給金の交付額は、対象融資に係る利子相当額(延滞利子相当額は除く。以下同じ。)とする。

2 前項に規定する利子相当額の計算は以下の各号によるものとする。

- (1) 返済方式については、対象融資の返済回数を基に、月次の元金均等方式により返済するものとして計算したものとする。なお、月次の返済元金に円未満の額が出る場合は、最初の償還日より調整する。
- (2) 対象融資の返済回数に、元金据え置き期間が設けられている場合は、その据え置き

期間を算定する。

- (3) 利子計算にあたっては、融資日の当日を算入し、弁済日当日は算入しないものとする。
- (4) 金利については、対象融資の融資を受けた時点、または、第4条第2項に基づく借り換え融資については、借り換え融資を受けた時点の当該融資に係る融資年利率に基づくものとする。融資年利率を12で除した値を月利率とし、前月の融資残高に月利率を乗じた値を当月の利子とする。

融資年利率を365で除した値を日歩とし、当初の返済日や最終弁済日等、月利による計算が不合理な場合については、日歩により利子を計算する。

金利の計算にあたって円未満の額が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する利子相当額は、金融機関から対象融資を受けた時点の借入利率と償還回数に基づき、元金均等方式により返済するものとして計算した利子とする。なお、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 市長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に対象者が金融機関に支払った利子のうち、前項に規定する利子相当額をその翌年度に交付するものとする。

(利子補給の申し込み及び通知)

第6条 利子補給を受けようとする者（以下「申込者という。」は、香椎地区まちづくり店舗等改修支援利子補給申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申し込まなければならない。

- (1) 返済予定表の写し
- (2) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）又は市長が申請者の市税等の課税状況及び納付状況を確認することについて同意した書面
- (3) 改修等に要した費用に係る領収書等
- (4) その他市長が必要とする書類

- 2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査して利子補給の可否を決定し、香椎地区まちづくり店舗等改修支援利子補給決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申し込みをした者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。

なお、通知にあたっては、前条第2号により計算した利子相当額の計算表を添付するものとする。

(変更の届け出及び通知)

第7条 前条第2項の規定により利子補給金の交付を行う旨の決定を受けた者は、前条第2項の規定による決定に係る借入条件に、借り換え融資を受ける等の変更があった場合は、速やかに、香椎地区まちづくり店舗等改修支援利子補給金変更申込書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に届け出をしなければならない。

- (1) 返済予定表の写し
- (2) 第4条第2項に基づく借り換え融資を受けた場合は、金融機関が発行する融資の継承の状況が分かるもの。
- (3) その他市長が必要とする書類

- 2 市長は、前項の規定による届出により、前条第2項の規定による利子補給金の決定内容

を変更する必要があるときは、香椎地区まちづくり店舗等改修支援利子補給金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該届け出をした者に通知するものとする。

通知にあたり、第5条第2号により再計算した利子相当額の計算表を添付するものとする。

なお、再計算する際の金利については、第6条第2項の規定に基づく利子補給金の決定時の金利を上限とするものとする。

（交付申請）

第8条 第6条第2項の規定により利子補給金の交付を行う旨の決定を受けた者、または、前条第2項の規定により利子補給金の変更決定を行う旨の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、利子補給金の交付を受けようとするときは、香椎地区まちづくり店舗等改修支援利子補給金交付申請書（兼実績報告書）（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、原則として、各交付対象年度の翌年度の5月31日までに市長に申請しなければならない。

（1）金融機関が発行する融資残高証明書又は交付対象年度の3月31日における当該融資残高の状況が分かるもの。ただし、特に市長が認める場合は、返済予定表、通帳や振り込み用紙などを確認し、これに替えることができる。

（2）その他市長が必要とする書類

（暴力団の排除）

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規程にかかわらず、利子補給金の交付の対象としないものとする。

（1）暴排条例第2条2号に規定する暴力団員

（2）法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

（3）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、利子補給金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申込者又は補助事業者に対し当該申込者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（交付決定）

第10条 市長は、第8条の規定による利子補給交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めて利子補給金の交付を決定したときは、香椎地区まちづくり店舗等改修支援利子補給金交付決定通知書（兼確定通知書）（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するとともに、利子補給金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、利子補給金の交付を不相当と認めるときは、当該補助事業者に対し、香椎地区まちづくり店舗等改修支援利子補給金交付却下通知書（様式第7号）により、その旨を通知するものとする。

（交付決定の取消し又は変更及び利子補給金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、

又は変更し、又は既に交付した利子補給金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により、利子補給金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる事実が発生したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期 間)

この要綱は、平成30年3月31日をもって廃止する。